

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十二号

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第五十三号）附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第一百一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護事業者に係る指定を行った知事に届け出るものとする。

第七百七条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第七百七条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第一条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第九百九条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に改める。

第七百七条中「から第三十八条まで」を「第三十八条」に改め、「第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項表以外の部分中「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同項の表中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改める。

附則第四条中「から第三十八条まで」を「（第百九条及び第百十七条において準用する場合に限る。）第三十八条」に改める。

附則第五条第一項中「第百一条第五項」を「第百一条第六項」に改める。